大日本法令印刷株式会社

2026年9月25日





所　在　地：長野県長野市中御所３－６－２５
会 社 概 要：主に印刷物の製版・印刷・製本及び仕分け等業務
障害者の雇用数：6.0名
［身体：1.0名　精神：5.0名］
※雇用率算定に当たっては重度障害者を2人分としてまた、短時間労働者は0.5人とカウントする

実効率：3.87%

ホームページ：https://hourei.co.jp/

認定日：2026年（令和8年）9月25日

障害者雇用に係る主な取り組み

〇昭和16年4月　設立
〇常勤保健師や産業カウンセラー、公認心理師などによる支援体制を整備しています。適性に応じた職務マッチングやキャリア形成支援に加え、地域における障害者雇用の普及・促進にも積極的に貢献しています。

障害者雇用への取組の成果（認定に当たっての評価ポイント）

数的側面		
雇用状況	実雇用率	３．８７％
	障害者不足数	０．００人
定着状況	障害者の平均勤続年数	5年以上

大日本法令印刷株式会社

2026年9月25日

障害者雇用への取組の成果（認定に当たっての評価ポイント）

質的側面	
キャリア形成	契約社員一名に対し、正社員化を実施した。 間接部門の係長職として一名が在籍しており、係員の業務指導・統括等を行っている。

障害者雇用への取組（認定に当たっての評価ポイント）

体制づくり	
組織面	産業保健スタッフとして、常勤保健師、産業カウンセラー（人事労務担当者）が在籍している。常勤保健師が日常的な声がけや配慮の必要性を確認し、必要な情報を部門責任者、人事労務担当へ共有することで職場定着支援を行っている。対応について、産業医へ客観的な評価を求める場合があるほか、本人の許可を得て主治医やご家族と繋がり、会社として必要な支援を周囲から確認できる体制となっている。 業務面では、指導担当者を決め、指示命令系統を明確にし、日常的に目の届く距離でサポートができる体制をとっている。指導担当者が不在のときに備え、不在時の担当者を決める場合もある。 １ヶ月に一度、本人の希望に応じて就業時間内に公認心理師と面談できる体制もととのえており、プライベートな相談も行える。
人材面	全国障害者雇用事業所協会　長野県支部へ所属し、人事労務担当者は同会が実施する研修会並びに意見交換会等に定期的に参加している。人事労務担当者は障害者職業生活相談員資格認定講習、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を受講している。 令和6年10月10日に合理的配慮提供に関する研修会を実施した。 配置換えにあたり、該当チームを集めて公認心理師より障害特性や業務指導法についての説明や、困ったときの対応方法の共有を行った。

大日本法令印刷株式会社

2026年9月25日

仕事づくり

事業創出	令和6年度、令和7年度の経常利益はいずれも黒字である。

環境づくり

職務環境	下肢障害の方が勤務可能な環境づくりとして、構内通用口近くに専用駐車スペースの設置、通用口までのスロープ、エレベーター、各フロアに車イスでも利用しやすいトイレを設置している。 常勤保健師を中心として公認心理師、産業医と連携し、体調不良時や、勤務可能な時間、時間外業務の可否等の確認を行う場合がある。
募集・採用	令和6年12月4日全国障害者雇用事業所協会長野県支部が主催する企業見学会へ参加している。 令和3年～7年に実施した障害者職業生活相談員資格認定講習にて講師を担当、令和4年9月に行われた障がい者雇用フォーラムにおけるパネルディスカッションにて障害者雇用の取組みについて紹介した。
働き方	労働組合とフレックスタイム制度に関する協定を締結し、利用できる環境を整備している。活用可能な部門に所属する該当者については、積極的な活用を通じ、体調管理と勤務の安定に繋げている。 労働組合と年次有給休暇の時間単位付与に関する協定を締結し、利用できる環境を整えている。 失効する年次有給休暇を最大90日間積み立てることができる制度を整備しており、私傷病における療養等が必要な場合に1日または半日単位で利用することができる。 年次有給休暇とは別に、一日２時間までの有給通院時間を認めている。月の利用上限ははなく、定期的な通院が必要な者の治療と仕事の両立を支援している。 休職している障害者の方が職場復帰する際に、主治医、支援機関の利用があれば支援機関、家族等との相談や社内での検討を踏まえて職場復帰支援のプラン作成と一定期間のリハビリ勤務実施を行っている。

大日本法令印刷株式会社

2026年9月25日）

環境づくり	
キャリア形成	障害の有無に関わらず、適用される評価・賃金制度を導入している。半期に一度の面談実施を下限として個人面談を実施しており、評価や個人目標に関するすり合わせを行い、昇給・賞与へ反映させている。
その他の雇用管理	月に一回、公認心理師が会社を訪問し就業時間内に面談が行える体制となっている。